

『清明集』懲悪門からみる宋代のジェンダー ——男女のエステ事情と姦通事件の判決から——

佐々木 愛*

Gender in the Song dynasty as seen in Judging the Thugs of the Qingming Shu
— Men and Women's hair removal and Sentencing of adultery cases —

SASAKI Megumi

キーワード：脱毛、産毛、美顔、裁判、男女隔離

はじめに

1980年代後半に明版完本が発見された『名公書判清明集』（以下、『清明集』と略称）⁽¹⁾。宋代の判決文集（判語）である本書は、裁判の判決文執筆を職務とする地方官が、判決文執筆の際の参考の便に供するために編纂されたものと目される書である。『清明集』は地方官庁における法や制度の実際の運用状況を知りうる優れた法制史史料であるとともに、編纂史料ではなかなか採録され難い庶民や女性が織りなす地域社会の生々しい実像を直接に知りうる貴重な社会史史料でもあって、高い史料価値を有することから、特に明版が発見されて後は注目を集めてきた。筆者が所属する清明集研究会では、明版の発見以来、『清明集』懲悪門・人倫門・人品門・官吏門の各門について私家版の訳注稿を発表し続けてきたが、2024年に至って、訳注稿時代の懲悪門の訳文を全面改訂し、『訳註「名公書判清明集」懲悪門』（以下『訳註』と略称）として汲古書院から出版した。懲悪門は

雑多な犯罪が収録される興味深い部門であるが、今回はそのうち美顔脱毛を生業とする女性が登場する判語、および「姦穢」章に収録された10件の姦通に関する事件についてとりあげ、宋代当時のジェンダー状況とその歴史的位置について考えてみたい。

1. 宋代のエステ屋

—レディース脱毛とメンズ脱毛—

以下は『訳註』第72条「賣卦人打刀鑷婦」（易者が美顔脱毛屋の女性を殴る）の訳文全文である⁽²⁾。

「男女が物のやり取りをする場合、直接受け渡ししない」（『孟子』離婁）のは、あらぬ疑いを招かないようにするためであり、男が女と争うのを許さないのは、強者が弱者を虐げることを恐れるからである。

いま阿張は 顔の毛抜き（「繖面」）というしがない仕事で生計を立てており、王震は易断のつたない技量で各地を渡り

* 島根大学法文学部社会文化学科

歩いている。ある日、彼らは旅の途中で出会った。王震は酒の勢いで阿張に顔の毛抜きをさせようとした。しかし阿張は従わず、ついに争いになってしまった。

思うに、阿張は貧困のためにこうした生業をしていたのであり、また女性を相手に仕事をしていたに過ぎない。王震がもし本当に頭や顔をきれいにしたいのであれば、他にも[男性の]毛抜き屋(「刀鑷之徒」)がいたはずである。いわんや王震は時運先生と称していたのだから、いささか道理をわきまえていたはずである。それなのに酒の酔いによって身を慎まず、阿張に毛抜き(「繖面」)を無理強いし、拒まれたのに引き下がらなかったのはどういうことか。さらにこのことによって彼女を罵ったのは、人情からも道理からも強暴というべきである。白昼の大通りでこのような光景を目の当たりにすれば、大いに人々の怒りを買うであろう。また証人を出頭させて供述を求めたが、なかでも阿姚の供述は明白で信じることができる。つまり王震が酔って阿張をいじめたことは明白である。いま見たところ阿張に深傷などまったくなかった。

王震は酌量して竹篋十二ということにし、ただちに護送して皇城から出せ。その他の関係者はみな釈放せよ。

以上、さほど長くない判決文であるが、この判決からは様々な事を読みとれる。

(1) レディース脱毛ー「繖面」

本文には「刀鑷」と「繖面」という二つの脱毛方法が登場している。刀鑷の鑷は、金偏の字であることから推察されるように、金属製のピンセット型の形状をした毛を抜く器具である⁽³⁾。一方、繖面とは、繖が糸偏の字

であることに示されているように、糸を使った脱毛法で、よりをかけた2本の絹糸を顔の上で交差させ動かしながら、顔の産毛を糸と絡めるようにして抜くという技法である。この方法であれば、金属製のピンセットでは挟めない細い毛をもとらえて抜くことができる。この技法には繖面のほか、絞面、挽面、開臉など様々な呼称があり、現在でも「伝統的美容法」として中国の各地で行われ、特に広東、広西、福建等、南方に盛んな風習とされるが、特に壮族では盛んに行われて、壮族の伝統ともいわれることも多いなど、地域的に濃淡がある事が知られている⁽⁴⁾。

本案の原告の阿張は、刀鑷ではなく、繖面をしていたのであるから、本条の題名が「賣卦人打刀鑷婦」となっているのは本来不適切で、「刀鑷婦」ではなく「繖面婦」が正しいように思われる。にもかかわらず、題名が「刀鑷婦」となっている理由としては、『清明集』明版の編纂時あるいは編纂地においては「繖面婦」という語がなかったか、或いは繖面が女性の間で行われる慣習のため、『清明集』の編纂者たる男性にとっては馴染みがなかったために題名にするのを回避したか等、いくつかの可能性が考えられよう。

さて、この繖面という習俗について、『清明集』でその存在が確認できるというのは実は特筆すべき事柄である。なぜなら、繖面がいつに始まる風習であるのか、従来、全く不明だったからである。繖面についての歴史学的な研究は従来なされてきてこなかったため、繖面が始まった時代については「不明」「古時」「伝統」とされるか、あるいは史料的な根拠は全くないまま漢や隋などとされていた。根拠史料として引用されていたのは、清代『紅樓夢』第十六回のみである。つまりこの『清明集』懲悪門第72条は「繖面」の史

料的な根拠を清代から宋代にまで一気に遡らせることができた史料といえる。

さらに、『紅樓夢』と『清明集』とを比較すると、繖面を行う頻度やその位置づけに明らかな相違がある様に見受けられる。『紅樓夢』第十六回では、薛家（主人公賈宝玉の母方の親族）で購入した女中について、賈璉（買家の当主で賈宝玉の兄）が言及するくだりで、開臉（繖面の別称）が登場する。以下、井波陵一氏の訳を掲げる⁽⁵⁾。

さきほどおばさまの所へご挨拶に伺ったんだが、思いがけず若い奥さんと鉢合わせしてね、とても器量よしだった。うちにはこんな人はいないはずだがと不審に思い、話の最中におばさまにお尋ねしたところ、なんと上京する際に買った例の女の子じゃないか。名を香菱といって、事もあろうに薛のバカ息子の部屋の人（側室を兼ねた侍女）になってしまった。開臉したら、ますます美人になったなあ。……

井波氏は原語の「開臉」を訳さず原語を残したうえで、「嫁入りの時、顔の産毛を抜き、鬢の毛を整えること」と注釈をつけている。このくだりの『紅樓夢』の用法で判明するのは、清代当時、顔の産毛を抜く行為が、婚姻関係に入るということを直接示す特別な行為の用語となっているということである。特に当の香菱は妾で婚姻儀礼がないため、「開臉」がそれにかわるものとして象徴的に言及されたものであろう。

繖面が婚姻儀礼の一環となった地域では、繖面は婚姻の際の一生に一度のことと認識されていた⁽⁶⁾。そういった地域では、産毛抜きはおそらく日常ではなかなかできない、とびきりのおしゃれとして行うもの、まさにブライダルエステに近い感覚があっただろうことが

推察される。とはいえ経済的に余裕があれば、美しさを保つために頻繁に脱毛していくことになる。台湾の民俗学者施翠峰（1925-2018）は、通常は結婚式が近くなると産毛抜きを行うことを記した上で「かつて、上流家庭の婦女たちは一か月おきに一度産毛抜きをし、一般家庭の婦女はすくなくとも新年、土地公生、清明節、端午節、中元などの祭日の前に産毛抜きをした」と記している⁽⁷⁾。

さらに『清明集』の本判語は、繖面が一生に一度のことではなく、より頻繁に日常的に行われていることをうかがわせる。なぜなら、繖面屋の阿張と易者の王震との間でトラブルになったのは白昼の大通りであったからである。道ばたで繖面屋を開業していた⁽⁸⁾からこそ、酔った男がやってきて脱毛を強要してトラブルになるという状況が生まれたのであろう。繖面が結婚式前日に限って行う行為であったら、顧客数は極めて限定される。道ばたで開業し、道で客の呼び込みをするという方式では到底商売として成立し得ない。特にハレの日でなくてもそれなりに小銭を支払って産毛脱毛をして美顔を維持するという女性たちがいたからこそ、繖面稼業は成り立っていたのであろう。この判語には地名が登場せず、また判語著者の記名もないため、どの地域で起こった事件なのかはわからないが、『清明集』に掲載されている判語は、首都臨安（杭州）の事案はなく、すべて地方の州県レベルの事案である。地方の州県レベルの規模の町で、頻々と繖面をする経済レベルの女性たちがいたということであれば、当時南宋の経済状況が如何に活況であったかということをも物語るものであろう。

(2) メンズ脱毛ー「刀鑷」

本案の裁判官は、易者の王震が女性の「繖面」屋に脱毛させようとしたことを問題視し、

他に多くいたであろう男性の「刀鐮」屋に頼まなかったことを批判している。つまり、レディース脱毛ではなくメンズ脱毛に行くべきだったというのが本判決の主旨なのである。では宋代のメンズ脱毛ではいったいどのような毛を抜いていたのだろうか。

「繳面」であれば絹糸による産毛脱毛以外の意はない。その一方「刀鐮」の「鐮」は毛抜きであることに疑いないが、「刀」との複合語となっている。男性のムダ毛を除去する方法としては、刀で剃る方法と、「鐮」で抜く方法があるが、清明上河図には頬に剃刀をあてて顔を剃っていると覚しき様子が描かれている。また『顔氏家訓』には「梁朝御全盛の時代、王公貴族の有閑子弟ども、多くは学問の素養が欠けていた……着物には香をたきこめ、顔には剃りをあて、紅やおしろいでお化粧しないものはいない」⁽⁹⁾とあり、南朝時代の貴族男性は化粧のノリを良くするために、顔を剃っていたことが伝えられる。男性は顔面の毛は抜かずに剃るものであったのであれば、男性は「鐮」でどの毛を抜いていたのだろうか。

「鐮白」という語がある。白髪や白髭を抜くという意であり、南朝以降唐宋時代の特に詩等に広くみられる表現である。『南史』には南朝宋を建てた蕭道成（高帝）が従者に白髪を抜かせていたという記事がみえ⁽¹⁰⁾、また『雲仙雜記』には次のようにある。

王僧虔は晩年白髪を嫌っていた。ある日來客があり、仕えているものが銅の鐮（毛抜き）を渡した。僧虔は言った。「“却老先生”が来た、これがほしかった。」⁽¹¹⁾

書道家として著名な王僧虔（426-485）の出自は六朝時代を代表する名門貴族・瑯邪王氏である。鐮を「却老（＝老衰を退治する）先生」と呼んで白髪を抜いている様子は、先

引の『顔氏家訓』に描かれている容貌を気にかける貴族子弟と重なるものがある。また、盛唐の詩人李白や宋の陸游には鐮白の語を用いつつ自らの老化を自覚する内容の詩があるが⁽¹²⁾、とりわけ何のために抜くかということを知る点で興味深いのは、晩唐の詩人・韋莊（836-910年）の詩「鐮白」である。

白髮太無情、朝朝鐮又生

（白髪は無情なもので、毎日抜いても生えてくる）

始因絲一縷、漸至雪千莖

（始めは一本の絹糸が、だんだん千本の雪に変わっていく）

不避佳人笑、唯慙稚子驚

（美女に笑われるのは避けられないが、ただ恥ずかしいのは子に驚かれること）

新年過半百、猶歎未休兵⁽¹³⁾

（新年で五十歳を過ぎたが、まだ戦争が終わらない。）

この詩からは、白髪であることについて女性からの評価がまず気かけられることであることがわかる。白髪に老衰の悲哀を感じ、女性に笑われる、幼い子供に驚かれるという感覚は、この時代の中国の白髪は現代日本の男性にとっての「禿」の感覚にあるいは近いのかもしれない。そして六朝から唐宋時代については、女性にモテたいという理由で白髪を染めたり抜いたりしていたという指摘がある。明代の筆記史料、陸容『菽園雜記』の一節である。

陸展は白髪を染めて妾に媚び⁽¹⁴⁾、寇準（961-1023）は白鬚にすることで宰相の地位を得ようとした⁽¹⁵⁾。これらは皆欲望に溺れて自然に従っていない。張華（232-300）の『博物志』には白鬚を染める方法が書かれ、唐や宋の人には白髪を

抜いている詩がある。このような習慣は由来が長い。しかし今は妾に媚びて行くものはおそらく少ない。大抵は、官僚のポスト待ちの者で、官職につくことを強く求めている者だけがすることである。吏部の前の壁には、白髭や白髪を染め、前歯を補修する方法が貼られているから、ここからわかる⁽¹⁶⁾。

このくだりからは、白髪を染め、白髪を抜く行為が唐宋時代より以前の女性モテ狙いから明代には官僚ポスト獲得のための行為に変わったことが記されている。宋の寇準は若年ながら大臣の位を得るために故意に白鬚にしたが、明清期は逆に官僚ポストを得るためには黒でないといけないというのは、男性の髪の色がジェンダー表象から身分・地位の表象へと変化したとあるはいえるのかもしれない。現代の中国共産党の要人らが髪を黒々と染めているのも、明清期からの連続性を感じさせる事象である。

(3) 宋代当時の男女隔離について

さて、ここで、この事件の舞台が「路上」であったことの問題性について立ち返って考えてみたい。宋代の女性は、白昼の路上で脱毛してよかったのだろうか。近年の日本において電車車内で化粧をする女性が現れたとき様々な議論が起こったことは記憶に新しいが、ともあれ、もしこれが清代の、少なくとも都市であればこのような事件は到底起きよう筈がなかったと思われる。なぜなら清代では男女隔離が著しく進展し、都市の女性が自由に外を出歩くことはなかった時代だからである。その状況の具体例として、清末民国期に宣教師の娘として山東省に生まれ育ったアイダ・プルーイットが聞き書いた、ある老婦人—寧老太太の回想録から引用したい⁽¹⁷⁾。寧老太太は1867年山東省の蓬萊という渤海

に面した港町の生まれである。その父は餅の行商をしたり、商店で働いたり、農園で働いたりして生計を立てていた人である。彼女は快活で農園で兄弟や近所の子と遊んだりして過ごし、纏足をして後も、木登りをしたり都市のあちこちに出かけている。しかし成人して嫁入りが近くなると、隔離がはじまることになる。

十三を過ぎると姉と私は通りに出ることを禁じられた。そのころ蓬萊ではみんなそんなふうだった。どこかの家で嫁にどうかといわれた娘がどんな子か知りたくて聞いた時、近所の人が「良く知らないね、見たことがないから」と答えるのは贅辞とみなされるのだ⁽¹⁸⁾。

やがて彼女は仲人屋の紹介で漁師と結婚したが、夫はアヘン吸いで、夫は家のものをすべて売って、アヘンに変えてしまった。

毎日私は家ですわっていた。空腹が身うちをかじる。私に何ができよう。・・・夫が食べ物を持って帰るとそれを食べ、子どもにも食べさせる。女は中庭から外には出られない。女が奉公にでも出ようものなら、隣近所で笑いものにする。「だれその嫁は奉公に出るとき」とか「どこそこの娘が奉公に出たそう」と。私は乞食の仕方さえよくわからなかったから、ただ家で空きっ腹をかかえて座っていた。あるときなど、あまりお腹がすくものだから、れんがをとって細かく砕いて食べた。それでも少しはましだった⁽¹⁹⁾。

結局、彼女は夫ともに乞食に出ることになるが、乞食になったことで彼女は自由の空気を味わうことになる。

乞食生活はそんなに辛いものではない。のびのびとしたものだ。……町の名所も乞食には木戸ご免だし、お祭り騒ぎの大

混雑、のぼりをたてた棒あめ売り、ざわめきとともに虹の色を風のなかにくりひろげる風車、女たちは華やかに着飾り、……そんなお寺の縁日は乞食の稼ぎ時だ。野外劇もやっている。乞食ほどに舞台近くで見られるご婦人はいない。ご婦人方はご自分の品位を守るために閉じた馬車か、茶店の混雑の端っこにすわっているしかないのだから。また乞食でない女の人には、祭の時に、刺繍した正式の上着を着た県知事閣下が町の祭壇で犠牲をささげに馬で行くところも見られない⁽²⁰⁾。

このように男女隔離が進んだ社会であれば、女性が路上で美顔脱毛屋を開業し、路上で脱毛してもらっている女性がいるなどということはおよそ想像ができない。清代と宋代とでは男女の隔離状況とそれに伴う街の風景が全く違っているということが改めて認識できよう⁽²¹⁾。

では、宋代の地方都市において、あるいは宋代の地方官の内心において、あるいは庶民の間において、男女隔離という規範自体は全くなかったのかといわれれば、そうともいえまい。それは、この事件が訴訟沙汰までに至っているからである。

この事件、実のところ現代に生きる私たちからみれば、裁判に至るような事件ではない。美顔脱毛屋の阿張は易者の王震に罵られ殴られたと訴え、罵られたことまでは認定されたが、殴られたことは認定されなかった。裁判時点では傷や腫れなどが残っていなかったためであり、つまり殴られたとしても大きなケガではなかったのである。実質的な被害はさほどなかったにもかかわらず、阿張はなぜ告訴までしたのだろうか。もちろん『清明集』のなかには、我々には到底想像だにでき

ない程の自己主張甚だしい者が登場することから⁽²²⁾、阿張もそういった人だったと解することもできようが、しかしこのケースの場合、勝訴したからとて阿張側にはさほどメリットがない。またトラブル相手の王震はそもそも旅回りの易者であって、当地からいずれ立ち去っていく相手であり、なんとか止めなければ被害が続くというわけでもない。全く偶発的な事件であった。にもかかわらず、告訴まで至るとは、よほどに王震の行為が阿張にとって許しがたい、侮辱的なものに映ったということだったのではなからうか。宋代においては社会全体で男女隔離が行われておらず、男女が交じり合って行き交うような社会ではあったが、しかし「(たとえ商売上であつたとしても)異性間で触れてはいけない」という規範については、庶民の間でも強く共有されていたといつたということではなからうか。女性にとって見知らぬ男性の顔を触り毛を抜くように要求され、暴力まで振るわれたということが、現代に喩えれば性的関係を要求されたあげく断ったら暴力を振るわれた程の感覚の事柄であり、だからこそ許しがたく訴訟にまで至ったということではなからうか。現代に生きる我々の感覚では、女性の美容師や理容師が男性に対して施術してもそれは職業上の行為でありなんら問題ないが、前近代中国では現代の我々とは全く異なる男女間の規範と感覚が全くの庶民の間でも共有されていたものと思われる。

では、さらにこのようなジェンダー規範のある社会で、性犯罪—姦通事件—は如何なる状況で起こり、そしてどのように裁かれたのか、さらに踏み込んで宋代のジェンダー状況について考えてみることにしよう。

2. 宋代の姦通罪について

まず姦通罪の処罰規定を『唐律疏義』にしたがってその特徴をまとめると、概ね以下の四点となる⁽²³⁾。姦通が刑法上の犯罪であること、なおかつ未婚者の性関係も姦通罪になるところが特に現今とは異なる特徴である。

1. 「諸姦者徒一年半、有夫者徒二年」が基本である。男女双方とも未婚者か既婚者かを問わず有罪となる。つまり婚姻関係以外の性関係は全て姦罪であり、夫がいる女性の（との）姦通は一等加重されるというだけに止まる。
2. 姦通した男女双方が有罪でかつ同罪となり、主犯・従犯は分けない。
3. 和姦(双方同意があった性関係)も有罪で、強姦の場合は一等加重されるのみ。ただし強姦された女性は無罪。
4. 自分や相手の身分(奴婢、賤民、良民)や親族(尊卑長幼)との関係性によって、量刑の程度が異なる。身分が低い者や卑幼にあたる者が身分の高い者(及びその隷属者)や尊長を犯した場合は罪が重くなる。

さて『清明集』懲悪門「姦穢」章には10件の姦通事件の判決が収められている。戸婚門や人倫門などその他各門にも姦通事例は広く散在しているが⁽²⁴⁾、「姦通」を掲げてまとめられたのはこの懲悪門「姦穢」章が唯一である。姦通の典型例と編纂時にみなされたと感じるこの「姦穢」掲載の10件を取りあげて考えてみることにしたい。

表1はこの10件を男女別で有罪か否かの整理をしたものである。このうち第5条「僧官留百姓妻……」はまだ被疑者の僧侶の召喚と取り調べに至っておらず、判決が出ていないので、分析から除外した。

さて、この10件で姦通した(あるいはその嫌疑がかけられた)男性は12人、女性は11人いるが、そのうち、処罰されたのは男性3人女性2人だけである。つまり姦通が現実に起こったとしても、必ずしも処罰されるわけではなかったのである。では、当時どのような状況で姦通事件が起こり、どのような場合であれば処罰されあるいは処罰されなかったのか、見ていくことにしよう。

(1) 男女とも処罰された唯一の事例

表1-1「逼姦」⁽²⁵⁾は、男女双方が処罰され

表1 「懲悪門「姦穢」章 男女別判決結果

| | | 判決 | |
|----|-------------------|----|----|
| | | 男 | 女 |
| 1 | 逼姦 | 有罪 | 有罪 |
| 2 | 告姦而未有實跡各從輕斷 | 有罪 | — |
| 3 | 士人因姦致爭既收坐罪名且寓教誨之意 | — | — |
| 4 | 貢士姦汚 | — | — |
| 5 | 僧官留百姓妻反執其夫爲盜 | ※ | ※ |
| 6 | 道士姦從夫捕 | — | — |
| 7 | 吏姦 | 有罪 | — |
| 8 | 因姦射射 | — | — |
| 9 | 兵士失妻推司受財不盡情根捉 | — | 有罪 |
| 10 | 丁氏子丙 | — | — |

た唯一の事例である。姦通男性の名は潘富。潘富は王府の下僕の子でありながら、王府の喜安と和姦し、さらに刃物で脅して主家の妾（慶喜）を強姦し、強姦をネタに主家の財物を盗ませた、という罪状である。王府とは皇帝のごく近親で王の爵位を持つ家のことであるが、下僕の子でありながら王の側室を強姦、さらには窃盗の首謀犯であるということから、犯罪事実が幾重にも重なる。潘富は脊杖二十に決し、広南の遠悪州軍に刺配すべきとして、外寨に拘鎖して護送の指示を待たせる。という措置となった。脊杖二十という措置は、宋代の折杖法に基づくもので、量刑としては唐律の徒三年に相当する。律では有夫者との姦通は徒二年、強姦は一等を加えるので、徒二年半、さらに主僕の子を犯しているということなどで一等を加えて徒三年ということでは概ね平仄が合う。加えて喜安との和姦や窃盗の強要の罪状で、死罪より一等減という水準の広南遠悪州軍に刺配という処罰が科せられたといえようか。

転じて姦通相手の二名であるが、主人の妾・慶喜は強姦され盗みをさせられている一方、和姦した喜安は妾ではなく、王府の使用人と思われる。判決は「喜安は脊杖十五に決し、慶喜は脊杖十二に決するが、編管は免じる。喜安は王府に、慶喜は夫の下に戻せ。」となった。喜安の脊杖十五という措置は宋代の折杖法に基づくもので、量刑としては唐律の徒一年半に相当するので、唐律の和姦規定相当である。慶喜は強姦被害者であるので姦通罪は適用されないが、窃盗罪を問われて処罰されたものと想定される。窃盗罪は盗んだ金品の多寡で罪状が決まるので、脊杖十二で編管相当ということであれば、相当に多額な金額であったことになる⁽²⁶⁾。

以上のように、本件は僕が主人の妾を強姦

し多額の金品を盗ませており、僕が主人を犯したという身分的にも重大な事件である。ここまでの重大事件であって初めて唐律相当の判断となり、和姦した女性が処罰されているのであり、他にはこのような事例はないことは留意すべきであろう。

(2) 女性だけが処罰された唯一の事例

表1-9「兵士失妻推司受財不盡情根捉」は、男性側は処罰されず、女性側のみが処罰されたという事例である⁽²⁷⁾。ただしこの姦通事件における男性側の主導性はきわめて高い。男の名は蘇炳。蘇炳は、婢の阿孫に地下道を掘らせ、阿葉（兵士・張震の妻）を誘い出させ、自宅に四十日あまり軟禁した。この四十日間が姦通とみなされている。阿葉の夫は妻がいなくなったとして州に訴え出たものの、州の胥吏は蘇炳からの賄賂をうけて、まともな捜索や対応をしなかったため歳月がかかったが、最終的には官司が動いて判決は次のようになった。

胥吏の蔣估(賄賂):徒二年。隣州に刺配し、賄賂で得た金品を没収し、護送。

蘇炳の妻・阿葉(蘇炳と姦通):徒二年。
官妓の籍に入れ、浦江県に護送、拘束し勝手に行動させない

阿孫(蘇炳の意を受け、地下道を作り阿葉を攫った):徒二年。

劉六:杖一百。

劉政:杖一百。外寨に移し、二度と元の部隊に戻ることを許さない⁽²⁸⁾

さて、姦通相手の阿葉は地下道まで作られ、屈強な男たちによって攫われて軟禁されているのであって、被害者である可能性も考えられる。しかし有夫者の姦通として徒二年という唐律規定どおりとなったうえ、婺州市街地から所払いとなって浦江県に護送され、県の官妓となり拘束されることになった。そ

もそも官妓とするという措置は三人以上と姦通罪を犯した女性に適用される刑罰である一方⁽²⁹⁾、本件は姦通相手が蘇炳一人だけであり、かつ暴力的に攫われた結果の可能性もあることを考えれば、法の規定をあまりにも遙かに超えて厳しい刑が言い渡されているといえる。

その他の関係者も一様に重い処罰が下されている一方、主犯の蘇炳は処罰されていない。本判決では「蘇炳が軟禁事件の首謀者であるにもかかわらず、知らぬふりをして平然としていた事は、とうてい法と理の容認するところではない」と蘇炳が主犯であることを認定したうえで厳しく批判しているが、しかし引き続き各人に対する処罰を記す中に蘇炳の名はあがってこない。つまり、本案件の主犯は見逃され、なんら処罰されていないのである。

このような判決が、なぜ『清明集』に収録されたのだろうか。主犯をなんら処罰せず、従犯ばかりを処罰している本判決は、現代の我々の目からみれば不適切きわまりない。しかし『清明集』に収録されたということは、地方官が判決文を書く際の手本たりうる素晴らしい判決とみなされてのことであるはずである。

おそらくこの判決は、金やその勢力で役所をどうにでも出来る力を持つ地域の豪横に対し、そういった人物の影響力をどのように削ぐ判決を出すかという点で参考になるものと判断されたものと推察できる。廂官も胥吏も、蘇炳におもねって関係ない人物を連行したり、おごりな調査をして時間を引き延ばして蘇炳を召喚してすらいなかった。豪横が官司からの召喚命令に全く応じない、応じさせることができないという事態は『清明集』の他の案件にも頻々と登場する、よくある話である。今回のケースは、本人を召喚して処罰

をすることは現実的にあまりに困難な場合、従犯や関係者を特に厳しく処罰することで、間接的ながらも豪横の勢力を削ぐという方法があることを示したものとして『清明集』に採録されたのではなからうか。

ともあれ、このような特異な事情において、姦通した男性側が処罰されず女性側のみが処罰されるという状況が生まれることになった。そもそも「姦穢」章における女性の処罰事例は、先述の(1)「逼姦」と本案の二件しかないということで、かなり稀な事案といえる。

(3) 男性側のみ処罰された事案

表1-2「告姦而未有實跡各從輕斷」

本件⁽³⁰⁾で姦通した男性は鄭応臻。官僚の下僕であったが、実は前科者であることが後日裁判を通して判明したという男である。徭役で徴発されて宗室の家で働くことになった際、宗室のむすめ冬娘をたぶらかして和姦したうえで、求婚書を偽造して、冬娘と婚姻関係にあると主張したとの罪状であった。判決は、鄭応臻は勘杖一百のうえ、芝溪寨に護送して拘鎖、であった。下僕の身でありながら主家、それも宗室のむすめと和姦したのであるから、通常規定より重い処分になってもよいところであるが、律の規定する徒一年半という処分より軽い。拘鎖は一か月から半年程度であり、労役を課されることもないからである。また、冬娘のほうは免罪で、身柄を叔母に引き渡して別途嫁がせるという判断であった。その理由は「若く世間知らずで宗室のむすめのため」と記される。「宗室の身だからこそ厳しい倫理が問われる」等という判断にはなっていないことは注目されよう。

表1-7「吏姦」

本件⁽³¹⁾で姦通した男性は県の胥吏の葉棠。女性は蔡八三の妻の阿李。本判決文では蔡八三の告訴時期や告訴内容の問題性に焦点が

あたっており内容がやや複雑であるが、姦通した葉棠と阿李に関しての判断としては、「兩名は姦通したので徒罪とすべきであるが」、「玉寶赦恩」にあっているのが、赦免すべきである、……ただし葉棠は胥吏でありながら、法令をも懼れず阿李と姦通し、すでに恩赦に該当するとはいえ、杖一百に処断し、他の胥吏への戒めとしたい」となり、胥吏の葉棠のみの処罰となった。つまりこの処罰は明らかに胥吏統制の機会として利用されたのであり、姦通そのものの問題性に起因する処罰ではなかったと考えられる。科挙官僚にとって、地元出身で役所に永年勤める胥吏たちは、政治が思い通りに進まない元凶と認識されていたのである。

(4) 男女双方ともに処罰されない事例

表1-3「士人因姦致争既收坐罪名且寓教誨之意」

本件⁽³²⁾で姦通した女性は阿連。雑戸で傅十九の妻である。この阿連を二人の男が争った。一人目の男が陳憲。陳憲は父系祖先には官僚がいたと自称し、また母の再婚相手（継父）は官僚であったので、士人といえる人物である。この陳憲が傅十九から阿連を横取りして傅十九を殴打した。その後阿連を王木にとられることになる。二人目の王木は官僚の子弟で県学の学生、れっきとした士人である。王木は阿連と姦通し、陳憲に殴られて裁判沙汰になった。ここで阿連は夫傅十九とともに県外へと所払いとされる一方、王木は官僚の子弟であることから罪には問われなかった。この判決は陳憲や王木と阿連とを引き離し、阿連と傅十九の婚姻関係を全うさせようという判断であったと思われる。ところが王木はこの判決にもかかわらず、阿連を父の下女として家に引き入れ、姦通したことから陳憲と争いとなり、罵ってきた陳憲に対して監禁・

殴打し、齒を折り、汚物を浴びせたとして再度裁判沙汰になった。判決としては以下のとおり。

阿連：処罰は免じ、叔父に身柄をひきわたし、別の人物に嫁がせる。

陳憲：「不屈きにも道を遮って阿連に罵詈雑言を浴びせかけたことも、有罪とすべきであるが、負傷させられたことを考慮し、さし当りは罪に問うことは免じるが、事の経緯を提出させて一件書類に入れ、今後もし他で事件を起こしたら、追ってこの件も併せて処断することとする。」

つまり陳憲の罪状としては阿連を罵ったことがあげられているだけで、そもそも阿連と姦通していた過去があるということについては問題にされていない。

王木と阿連の関係については、判決文中においては長々と説教をされ、愛欲をたちきり、正室を迎えるようにと言われるだけで、姦通で処断されてはいない。本件では、陳憲と王木との間で実際に暴力事件が起こったので、王木の手下として実行犯となって陳憲を殴打した者たちが処罰されるに止まる案件であって、大元の姦通は全く問題にされていないのである。阿連の処罰を免じるのはなぜかについても言及がない。士人の処罰を減免することは通例のことであるが、処罰相等の罪を犯しているのであればその旨言及してから減免することになるが、陳憲や王木の姦通は刑法犯というよりは、義や礼の範疇の事柄として扱われているようにみえる。

表1-4「貢士姦汚」

本件⁽³³⁾の姦通男性は王桂。貢士（科挙の一次試験である解試の合格者）で、将来有望な身であるが、隣家の女性と過ちを起こした。女性は彭氏。何十四の存養婦で二十三にもなっていたが婚礼は挙げていない状態であっ

た。王家と何家が隣どおしであることから垣根越しに互いに知り合い、行き来をするようになり、とうとう彭氏が妊娠して発覚した。

判決は、王桂については情状酌量して、州学で夏楚二十（刑罰不相当）となった。男が士人だったので刑にあてられないということによる措置である。一方、彭氏については全く言及がない。処罰相当と認識されていないということであろう。

表1-6「道士姦従夫捕」

本件⁽³⁴⁾の姦通男性は「道士」とあるだけで、氏名は記載されていない。女についても、夫は李高とあるだけで、本人の氏は記されていない。判決としては、夫の李高が提訴しているわけではないため、姦通については問題としないというものだった。宋代には「妻の姦通は夫が捕らえる」との規定がつけられたが、後述の表1-8の事案と同様、この規定は明らかに妻が姦通していた場合でもそれを裁かずに夫と元の鞘に収めさせるという方向で機能させられていることは注目すべきであろう。

表1-10「丁氏子丙」

本件⁽³⁵⁾の姦通男性は丁丙。名家の後裔であるが、特に本人の兄弟は犯罪を重ね逃走中という状況にあり、本人は人妻（名前不記載）と姦通しているとして、丁家に対する反省を促すために丁丙を州学に連行して夏楚、という措置がされた。丁家への懲戒が目的であり、姦通相手の人妻については言及がされていない。

表1-8「因姦射射」

本件⁽³⁶⁾の姦通女性は黄漸の妻・阿朱。黄漸は貧しさゆえにやむを得ず妻とともに陶岑の家に身を寄せ、寄食し、僅かにこどもに学問のてほどきをしていた。そのような状況下で陶岑と、陶家に入出入りしていた寺僧の妙成の二人が阿朱を「共有」し、姦通が行われた。

最初に県が出した判断は黄漸、陶岑、妙成が各杖六十、阿朱は処断は免じ、軍寨に護送し、兵士たちの射撃比べをさせ勝ったものに賞品として与える⁽³⁷⁾というものだった。これに対し、提点刑獄の范西堂が出した判決は、阿朱は夫の元に戻す、妙成は県に護送して引き渡すという処断であり、誰も処罰はされていない。県の判断を破棄する理由は次のように述べられている。

淫乱の女性を、軍人に射撃比べをさせて勝った者の妻にすること自体は、以前からあることである。本官も以前州・県で奉職した折に、そのように処置したことがしばしばある。ただ、姦通の相手が三人以上というケースではじめて雑戸とするのであり、当人にそもそも夫がいないか、あるいは夫が婚姻の継続を願わず帰る家が無くなった者で、官府も処置に困る場合にはじめてこのような処分を行うのである。夫が提訴していないのに、姦通で断罪するような話は聞いたことがない。夫が離縁を願っていないのに、他の男の妻になるよう強制するのは、ことに法の趣旨と合致しない。もし、事実関係が曖昧なまま、夫が告発していないのに姦通として断罪したり、夫が願ってもいないのに妻を離別させたりしたら、人の隠し事をむやみに暴きたてて告訴する悪しき先例を開き、無実の罪に泣く者も出てくるであろう。となればいまどきの妻たる者の半分以上が射撃くらべの賞品になってしまう

ここではあまりに多くの女性に姦通している疑いがかけられている。日本の江戸時代に「女房を質にいれても初鰹」という川柳があったが、中国前近代でも金銭的に窮した夫が、妻を売る、あるいは妻をレンタル貸して売

春させるというのはよくある話であった。本案も、困窮した夫婦がある家に居候し、夫はわずかに子どもに学問の手ほどきをし、妻はその家の主人とその友人に性的な奉仕を行っていたという構図である。姦通が行われたということで一律に処罰したところで社会秩序が回復するわけではない。だから姦通ごときで処罰したりしない、ある程度は目をつぶるということこそが宋代当時の「名判決」であったのだろう。

このようなありようは、明清期の朱子学者らの女性への一方的な貞節強調とは大違いである。次に挙げる史料は、明初の朱子学者曹端が自家の家訓として記したものであるから、礼を履行できない庶民が視野に入っていないだけに規範要求のレベルは高くなるのはもちろん当然であるとはいえ、しかしご一読いただきたい。その貞節の強要ぶりは現代人にとっては心寒くなるものがある。

夫が死に、夫とともに死にたいと自殺した妻については、官に報告したうえで、手厚い葬儀を行う。……未婚の女子で、してはならない「淫狎」の行為をした者には、刀と縄を渡し、牛小屋／ロバ小屋に閉じ込め、自殺するにまかせる。母親がそれを聞き入れなければ離婚にする。父がそれを聞き入れなければ、官に訴えて追放し、祠堂に報告して、一族の系図から名前を削除し、生きようが死のうが祠堂に入ることは許さない。追放されて後悔して改悛し、むすめを死なせることを受け入れれば、一族に復帰させる。……

一、男女が手づから物を受け渡ししないのは礼の常である。女性は「刀鑷工」に顔を剃らせてはならない⁽³⁸⁾。

妻が夫に殉死したということを官に報告す

るのは、烈婦としていづれ旌表を受けるためであろう。旌表とは親孝行な子や貞節な妻などを王朝政府が表彰する制度であり、郷里に牌坊が建てられた。表彰の中心が親孝行から貞節な妻に変化していくのは元代以降とされるが⁽³⁹⁾、曹端の家訓には既婚女性への再婚の抑止のみに止まらず、殉死前提の規定があるほか、姦通した未婚女性に対しては自死を強制する所謂名誉殺人の規定など極端な言説がみられる。

家訓と裁判との相違はあるとはいえ、『清明集』は模範的判決文を集めたものであり、かつ判語著者には朱子学系の人士が多い。しかし姦通して妊娠した女性に対して処罰も教誨もしない判決を名裁判とする宋代と曹端の家訓とのあまりの相違は印象深いものである。

おわりに

宋代は「朱子学が生まれた時代」であることから「道徳的に厳しい時代」とされるのが通例であった。しかし、宋代では、白昼の往来で女性専用の顔の毛抜きが行われるほどに男女隔離も現実にはさほど進んでおらず、また当時名判決とされる判決文でも姦通事件を厳しく処断するような方向性はみられなかった。また特に女性だけに厳しい倫理が要求されるというようなこともみられなかった。女性への貞節要求が厳格な明清時代と宋代とでは明らかに異なっている。

また男の白髪・白髭についての感覚も唐宋以前と明清期とでは変容が見られた。唐宋間に変革をみるのが中国史の理解のうえで定論であるが、ジェンダーに着目した場合、宋代以前と明清期との間には顕著な相違があり、この点をどのように理解していくべきかは今後の課題となろう。

謝 辞

本稿は、2024年9月7日に東洋文庫アカデミア「中国宋代の事件簿——判決文集『清明集』の世界」の第3回「女の事件簿——宋代のエステ屋と性犯罪」と題して行った講演を文章化したものである。関係各位に感謝申し上げます。なお、本稿はJSPS科研費23K20488 および24H00156による研究成果の一部である。

註

- (1) 『清明集』やその明版完本の発見等の経緯については、大澤正昭監修、佐々木愛責任編集、石川重雄、戸田裕司、小島浩之編集、清明集研究会訳註『訳註『名公書判清明集』懲悪門』（汲古書院、2024年）「はじめに」および同書内所掲の文献参照。
- (2) 『清明集』懲悪門、賣卦人打刀鑷婦「男女授受不親、正欲其別嫌也、男不許共女爭、亦懼其以強凌弱也。今阿張借繳面之末技、以資助衣食、王震挾課命之薄術、以浪遊州縣。一日、適相邂逅於旅中。王震乘其酒興、令阿張繳面。而阿張不從、遂至交爭。竊念阿張爲貧而爲此等生活、亦不過施諸婦女輩耳。王震若果有意於拂拭頭面、其他豈無刀鑷之徒。況王震自號曰時運先生、亦須稍識義理。何爲酒醉不檢、勒令阿張繳面、拒嫌不允。又從而辱罵之、其情理可謂強暴。白晝通衢、有此光景、頗關衆怒。又喚上鄰證供責、就中最是阿姚所供明白可信。則是王震酒醉、欺凌阿張分曉。今爲見阿張初無深傷。其王震量決竹篋十二、只今押出門。餘人並放」。なお本文の訳文は『訳註』掲載のものを基本としているが、必要に応じてやや言葉を補っている。

- (3) 刀鑷および刀鑷業については、郭繼南「中国伝統社会刀鑷業研究」河北大学宋史研究中心碩士學位論文、2019年、参照。
- (4) 繳面については、黄春紅「南寧市伝統“絞面”美容術的民族志研究」広西民族大学2021年度修士論文、羅宗志、王森田、黄春紅「“挽面”研究的進展与前瞻」『重慶三峡学院学报』2024-4、第36-188頁、参照。
- (5) 井波陵一訳『新訳紅樓夢』（第1冊）、岩波書店、2013年、269頁。『紅樓夢』中に繳面があることについては杜佳「『紅樓夢』婚恋習俗初探」『丝绸之路』2004年-S2を参照。
- (6) 注（4）前掲黄春紅氏論文。
- (7) 施翠峰『風土與生活』中央書局、1966年（台湾）。
- (8) 現在の中国では「繳面」は通常道ばたで営業されているようで、「絞面」「挽面」などの語で画像検索をかけると、脱毛しているのは多くが野外、道ばたであり、看板を出して客待ちをしている風景の写真なども見ることができる。
- (9) 『顔氏家訓』「梁朝全盛之時、貴游子弟、多無學術……無不熏衣剃面、傅粉施朱」。訳文は宇都宮清吉訳『顔氏家訓』1（東洋文庫511）平凡社、1989年を参考にした。
- (10) 『南史』齊本紀下第五「廢帝鬱林王諱昭業、字元尚、小字法身、文惠太子長子也。高帝爲相王、鎮東府、時年五歲、牀前戲。高帝方令左右拔白髮、問之曰、兒言我誰耶。答曰、太翁。高帝笑謂左右曰、豈有爲人作曾祖而拔白髮者乎。即擲鏡鑷」。
- (11) 『雲仙雜記』卷四「王僧虔晚年惡白髮。一日對客、左右進銅鑷。僧虔曰、却老先生至矣、庶几乎」。
- (12) 『李太白集』卷9、秋日鍊藥院鑷白髮、贈元六兄林宗「長吁望青雲、鑷白坐相看」。

- 『渭南文集』照潺湲閣下池水「平生不鑷白、霜雪滿鬢眉。照水默自笑、已迫溝壑期」。浅見洋二『陸游』新釈漢文大系、明治書院、2022年。
- (13) 『浣花集』卷4。
- (14) 『宋書』卷67謝靈運傳「陸展染鬢髮、欲以媚側室。青青不解久、星星行復出」。
- (15) 『国老談苑』卷2「寇准年三十余、太宗欲大用、尚難其少。准知之、遽服地黄、兼餌芦朮以反之、未幾、鬢髮皓白」。
- (16) 陸容『菽園雜記』卷九「陸展染白髮以媚妾、寇準捉白鬚以求相、皆溺於所欲而不順其自然者也、然張華博物志有染白鬚法、唐宋人有鑷白詩、是如此風其來遠矣、然今之媚妾者蓋鮮、大抵皆聽選及戀職者耳、吏部前粘壁有染白鬚髮藥修補門牙法、觀此可知矣」。
- (17) I. プルーイット『漢の娘—寧老太太の生涯』せりか書房、1980年。
- (18) 前掲書33頁。
- (19) 前掲書59頁。
- (20) 前掲書79-80頁。
- (21) 明清時代、家家の女性を訪ねて回って商売する職業女性として「三姑六婆」といわれ方があり、良家の女性たちに良くない話を吹き込む者たちとして危険視・下賤視されていたが、広東地域では八婆という俗語があった。この八婆が何をさすかは諸説あるようであるが、一説には媒人婆、接生婆、挽面婆、舂米婆、洗衫婆、担担婆、食奶婆、姑仔婆(巫婆)とのことで、脱毛屋(挽面婆)が含まれている。産毛脱毛が盛行していた広東ならではといえよう。<https://www.jianshu.com/p/e4be092f3e42>
- (22) 大澤正昭『主張する愚民たち—伝統中国の紛争と解決法』角川書店、1996年など
- (23) 『唐律疏義』卷二六雜律、「諸姦者徒一年半、有夫者徒二年、部曲雜戶官戶姦良人者、各加一等、即姦官私婢者、杖九十、(疏議曰、和姦者男女各徒一年半、有夫者徒二年、妻妾罪等、部曲雜戶官戶而姦良人者、並加良人相奸罪一等、即良人姦官私婢者杖九十。注云、奴姦婢亦同、杖九十。)姦他人部曲妻、雜戶官戶婦女者、杖一百、強者各加一等、折傷者、各加鬪折傷罪一等。(疏議曰、姦他人部曲妻、明姦己家部曲妻及客女各不坐、若姦雜戶官戶婦女者杖一百、強者加一等、自姦良人以下、強者各加一等、折傷者謂折齒或折指以上、各加鬪折傷罪一等、謂良人從九鬪上加、官戶雜戶他人部曲妻、官私奴婢各從本鬪罪上加、與強姦為二罪、從重而科。)……諸和姦、本條無婦女罪名者、與男子同、強者婦女不坐、其媒合姦通、減姦者罪一等。(疏議曰和姦、謂彼此和同者、本條無婦女罪名、與男子同、謂上條奴姦良人者徒一年半、此即和姦不立婦女罪名、良人婦女亦徒一年半之類、並與男子同、強者婦女不坐、謂上條姦主期親、強者斬、既無婦女罪名、其婦女不坐、但是強姦者婦女皆悉無罪、其媒合姦通之人、減姦罪一等、假如和姦者徒一年半、媒合者徒一年之類。註云罪名不同者從重減、假有俗人、媒合姦女官、男子徒一年半、女官徒一年半、媒合姦通者、猶徒二年之類、是為從重減)」。
- (24) 翁育瑄『唐宋的姦罪與兩性關係』(稻鄉出版社、2012年)では、『清明集』の他門も含めた姦通案件について整理し様々な考察を行っている。
- (25) 『清明集』懲悪門、逼姦(『訳註』第1条)「潘富爲王府之僕、挾刃以逼姦主家之妾、因姦以竊盜主家之財、罪不可勝誅矣。決脊杖二十、刺配廣南遠惠州軍、拘鎖外寨、聽候押遣。喜安先係和姦、慶喜後係逼姦、並偷盜主物、喜安決脊杖十五、慶喜決脊杖

- 十二、編管免。喜安交還王府、慶喜責還其夫。仍具先後供歟、牒王府照會。其索到贓物、取王府幹人交人交領狀、申」。
- (26) 『唐律疏義』卷19「諸竊盜、不得財笞五十、一尺杖六十、一疋加一等、五疋徒一年、五疋加一等、五十疋加役流（疏議曰、竊盜人財、謂潛形隱面而取、盜而未得者笞五十、得財一尺杖六十、一疋加一等、即是一疋一尺杖七十、以次而加至贓滿五疋、不更論尺、即徒一年、每五疋加一等、四十疋流三千里、五十疋加役流、其有於一家頻盜及一時而盜數家者、並累而倍論、倍謂二尺爲一尺、若有一處贓多、累倍不加重者、止從一重而斷、其倍贓依例總徵）」。
- (27) 『清明集』懲惡門、兵士失妻推司受財不盡情根捉（『訳註』第9条）「道不拾遺、戸不夜閉、郡治之先事也。營婦阿葉、中夜爲強有力者挾而匿之、巡徼之司置而不問。其夫張震訟之于州、本廂輒將無干人解上塞責。推吏蔣估陰與匿亡之家表裏爲一、案內緊要人隱而不追、不過泛然行根捉、苟延歲月而已。且城圍之內、比屋聯居、安有軍士失妻、終於不獲。吏姦蒙之、顯然可見。尋行改勘。隨得其情。蘇炳婢阿孫窰爲地道、誘致阿葉、藏實其家、凡四十餘日、外人烏得知之。始者蘇炳辭以初不知情、猶有可誘者、及事致有司、情狀具見。勘之蔣估、賄賂之行、自蘇氏出、謂之不知可乎。王清之輩、爲其攀惹羅織、實非辜。蘇爲逋逃主、旁觀自若、豈法理之所容。蔣估徒二年、刺配鄰州、監贓遣行。阿葉徒二年、籍爲官妓、押下浦江縣拘管、毋令東西。阿孫徒二年。劉政杖一百、除移外寨、永不許還原營。劉六杖一百」。
- (28) 劉六と劉政がどのような罪を犯した人物なのかは文中に記載がないが、阿葉を夜半に拉致した「屈強な男たち」に相当する可能性はある。
- (29) 高橋芳郎『宋一清身分法の研究』（北海道大学図書刊行会、2001年）第四章「宋代の雑人・雑戸の身分」。
- (30) 『清明集』懲惡門、告姦而未有實跡各從輕斷（『訳註』第2条）「當職到任之初、即約束隨行人、不許出外生事。蓋見尋常官員、多是縱容私人、出入無禁、或漏關節、□□□□□□全、久備使令、豈不熟知當職之行事。而乃首犯約束、遂致引惹生事。其虛其實、固未可知、然若使杜門在家、人不聞其姓名、不識其面目、則謗議何從而生。事必有因。烏得無罪。從輕決二十、罰俸三月。韓翼身爲命官、與陳紹・孟圓訴僕鄭應臻姦宗女冬娘。其詞甚異。當晚責鄭應臻、假儒服以飾其身、不覺其爲僕也。次早乃聞其父鄭廿四者、在縣衙爲諸吏走使、遂再喚上鄭應臻及冬娘審問、應臻真形乃始呈露。不惟僕類、又賊矣類。契勘州案、得見鄭應臻於端平二年因偷盜毛應衣物祖、蒙本州斷罪、拘鎖靈山寨。今盜心猶故、因在宗室趙孟溫宅服役、欺主公之困弱、誘其女而姦穢之。又假作媒人聘書、於孟溫故後、欲遂據其女而有其室。自謂計術可以欺人矣、不思應臻已係作過拘鎖之人、豈應與宗女爲配。況又先姦後娶、而媒聘俱無。如此而可以爲妻、則踰東家牆而摟者、皆可以妻矣。孟溫不能制悍僕於身在之前、其妹孟圓乃能收孤女于家破之後、此舉可謂義哉。鄭應臻自稱有蔭、未委虛實、且免刺環、勘杖一百、牒押下芝溪寨拘鎖。冬娘年少無知、念係宗女、特與斷免。照已判、責付孟圓、候其父服滿、從姑主婚、照條召嫁、仍先責狀附案」。
- (31) 『清明集』懲惡門、吏姦（『訳註』第7条）「夫告妻姦、官司所當施行。但登時不捕、久方有訴、妻已棄離、又復該赦、方且併他事冒呈論訴、官司雖欲盡情追究、不可

得也。蔡八三娶阿李爲妻、淫婦不能守節、輒與縣吏葉棠姦通、是誠可罪。據阿李・葉棠供對、其通姦實在去年六月以後、八三所訴、却稱去年十月初七日、因出外回來、親見其妻與葉棠在家行姦、當捉住嘔叫鄰保、被葉棠脫走、不容論訴。若果如此、登時不親捕既、又不告論、乃是蔡八三自失。又稱葉棠因與其妻有姦、恐其兒婦窺覷、遂寫下離書草本、唆使其子蔡保謄寫、離棄兒婦阿張。且離必有深爭、不得已而後遺棄、豈有無故被人唆使、輒自離其妻者。迫人供對、索出離書參照、蓋因其夫妻不和、遂從此離、蔡八三與妻阿李、皆知情着押。況其事在去年二月、而葉棠與阿李有姦、却在六月以後、似於前事不相干涉。蔡八三去年閏十二月內經縣告論、官司方行追究、今年二月、又自立離書、將妻阿李遺棄、及別立批約、交領衣服。離之後既、又復經縣經府論訴、官司盡人之詞、索上一行人審究、其情已自分明節。葉棠・阿李不合姦通、合係徒罪、該遇玉寶赦恩、亦合原犯。蔡八三已立離書、將妻遺棄、以追悔難。蔡保離妻阿張、已逾一年、阿張改嫁徐伯安爲妻既、蔡保亦再聘彭彥之女、法追改難。但葉棠身爲公吏、不懼條令、與阿李姦通、雖已該八三因顧得女赦、合從杖一百科斷、以爲吏人之戒。阿李牒押回本貫崇安縣交管、不得在外別惹詞訴。阿李所供蔡使奴奴、遂將阿李傷憊遺棄、追究免。蔡八三原立離書・領約、連粘附案、阿張離書給還。餘人並放」。

(32) 『清明集』懲惡門、士人因姦致爭既收坐罪名且寓教誨之意（『訳註』第3条）「詞訟到官、事有關繫、若但剖析曲直、收坐罪名、而不少寓教化之意、非善政也。阿連原係傅十九之妻、淫蕩不檢、背夫從人、與陳憲・王木姦通、爭訟到縣。蒙前政綦大卿併其夫勘斷、押出縣界。迹其所犯、係是雜戶。陳

憲者、自稱爲宦家之後、又隨其母嫁劉推官、自當薰染爲善。頑賴無耻、霸占阿連、毆傅十九既、案牘具存、遡其始末、亦一兇人。王木者、家世業儒、合知理法。先與阿連宣淫、嘗被陳憲毆打、訟至有司。一時縣道以職事之子、與坐罪免。自此痛自懲創可也、夫何溺愛不忘、竟收阿連歸家、妄以爲乃父婢使、復姦通既、因之不娶。殊不思姦父女使祖、法令弗容、以妾爲妻、古人有戒。其事亦久矣既。阿連上僭、同其生之母出遊。陳憲姦詐、遮道嘲諷、遂至成爭、此何自取曲辱。王木若能自咎、少忍須臾、便自可以無爭。一時發忿、却使阿連之子傅廿六將陳憲拖歸本家、關閉門戶、從而毆擊、損折一齒、又沃之以不淨之物、其報復亦甚矣。牽牛蹊人之田、固非也、奪之牛、可乎。兩造在庭、供對明既、合行予決。傅廿六不合隨從王木、毆打陳憲、勘杖八十。王木不合爲首同傅廿六毆打陳憲、係縣學生既、合追工作人斷遣、併監下拳錢。陳憲不合欄路嘲諷阿連、亦合有罪、念其被傷、且收坐免、責狀入案、今後如在外生事、追上併其前犯、別作施行。張八九係鄰人、見陳憲被打、不與四鄰救勸、決小杖十二。餘人放。此官司施毆打陳憲之事如此、然於王木・阿連之事、亦當區處。王木士子、春秋方盛、若刻苦讀書、銳意功名、豈當自處人下。私欲勝既、大義遂乖、甚爲歎息。血氣方剛、戒之在色、已往之失、固不可追。婚以禮成、妻由義合、天倫所在、豈容或虧。縣令奉爲、正救此事。自今月始、恪遵士檢、斷絕愛繩、思聖門之憤排啓發、想釋氏之勇猛精進、逐去淫婢、別婚正室。夫夫婦婦而家道正、吾儒事也、尚勉之哉」。

(33) 『清明集』懲惡門、貢士姦汚（『訳註』第4条）「鑽穴隙相窺、踰牆相從、父母・國人皆賤之、此聖賢格言也。王桂・王榮兄弟習儒、俱登名於天府、號鄉曲之英、預賢

能之選者、孟子之書、安可不讀。讀其書而犯其所戒、是聖賢之罪人也、撻之市朝、夫何足恤。較以愚而無知、罪當加等、王桂其人也。桂之鄰牆有何十四者、納彭氏之女爲存養婦、年二十有三矣、猶未成畢、父母之過也。桂不能以禮自防、鑽穴踰牆、靡所不至。初隔離以道其消息、開戶以通其往來既。抱布貿絲、彼固有意、投梭折齒、此豈無尤。展轉踰年、竟成久假、及其懷孕、其事方露。何吐剛而不敢發、桂恃強而不伏認。其父彭二十四入狀于官、數何之罪、詞雖激切、若有所憤、實何有以使之也。桂乃執彭說以自解、謂何之家本自擾雜。不知彭之訟何、乃所以訟己也。倘能介然自立、如顏叔之有節、楊秉之不惑、隔比鄰而分爾汝、縱有醜言、初無相干。今自反不縮、已行供認、以速淫泆之辜、他何尤焉。且兄弟迭偕計吏、亦是儒家、金昆玉友、更相磨琢、不能以前修自勉、而卑陋之見、以至于此。使他時售儀曹子賈、居風化之職、豈不慙其庭中人、無復可望其有江漢・汝墳之效也。王榮打何十四之門、雖無實證、跡有可疑。此必怒其訟王桂而爲之。彼以愛兄之道來、亦不闊略、但惜其未出于正爾。王桂係犯私罪徒、鄉舉不免、且從經典、送學夏楚二十、仍令屏出院、毋貽嶽麓之差」。

- (34) 『清明集』懲惡門、道士姦從夫捕（『訳註』第6条）「疑似之迹、固未必然、謗議之興、要豈無自。呂道若果能求仙蓬島、訪道崆峒、伏氣・鍊形・修真・養性、則人孰從而議之。必其素行有虧、所以爲旁觀之所指。自人必貪財也、然後人疑其爲盜、人必好色也、然後人疑其爲淫。是豈皆無所自哉。但在法、諸姦、許夫捕。今李高未有詞既、則官司不必自爲多事、照簽廳所擬行」。
- (35) 『清明集』懲惡門、丁氏子丙（『訳註』第10条）「丁氏子丙、名家之後也。近者丁

榮重犯不韙、上于御史臺、事發逃走、宿留不出。本州備准督捕之命、幾無寧日、承追之吏、未知逃戾之所。丁丙、卽其兄弟也。復乃盜人之妻、略不知所忌憚。故家遺俗、舉動若此、何以自立於鄉曲。本州念其先世、非不欲一意保全之、若罰不傷其毫毛、適滋其他日滔天之罪。押下郡庠夏楚、餘人放」。

(36) 『清明集』懲惡門、因姦射射（『訳註』第8条）「祖宗立法、參之情理、無不曲盡。儻拂乎情、違乎理、不可以爲法於後世矣。臨桂黃漸、竊衣縫掖、以小數爲生、僑寓永福、依于陶氏之家、携妻就食、貧不獲已、此已可念。寺妙成與主人僧陶岑互相衣物、遂及其妻。因謂有姦、尉司解上。縣以黃漸・陶岑與寺妙成各杖六十、其妻阿朱斷免、押下軍寨射射。此何法也。黃漸有詞、縣司解案、併追一行供對、與所訴同。如此斷事、安能絕訟。在法、諸犯姦、徒二年、道加等僧。又法、諸犯姦、許從夫捕。又法、諸妻犯姦、願與不願聽離、從夫意。今黃漸卽不曾以姦告、只因陶岑與寺交訟僧、牽聯阿朱。有姦與否、何由得實、捕必從夫、法有深意。黃漸卽非願離、縣司押下射射。淫濫之婦、俾軍人射以爲妻、此固有之。當職昔在州縣、屢嘗施行。第三人以上方爲雜戶、或原來無夫、或夫不願合、無可歸宿之人、官司於區處難、方可爲此。未聞非夫入詞、而斷以姦罪。非夫願離、而強之他從、殊與法意不合。若事之曖昧、姦不因夫告而坐罪、不由夫願而從離、開告許之門、成羅織之獄。則今之婦人、其不於射者免過半矣。況阿朱有子。甫襁褓免、使之分離、遽絕天親、夫豈忍爲。數歲之子、貧而無恃、雖曰從公、焉保其生。以政事民殺、此其一耳。寺犯姦僧、加於常人可也、今止從杖罪。婦人和姦、從徒二年可也、今乃斷免。婦斷、寺減降僧、不妨從厚、胡爲黃漸與之同罪。胡爲阿朱付之軍人。重其

所當輕、而輕其所當重。爲政如此、非謬而何。守令親民、動當執法、舍法而參用己意。民何所憑。家人一卦、古今不可易之理也。凡人有家、當日置於座側。然必於天下之家道、盡合乎易之家人、比屋可封矣。豈復有男女之訟更至官府。禮運之說、亦前聖之格言、夫人食味、別聲、被色、而生斯世。豈容不知。然斷天下之訟、盡于舍法而用禮、是以周公・孔子之道、日與天下磨礱浸灌、爲義皇之世矣。兩造具備、豈復有人。勅令格式之文不必傳、詳定一司之官不必建。條法事類之書不必編、申明指揮之目不必續。文人儒士固願爲之、何待武弁始知有此。聖王垂訓、所以經世、宗立法祖、所以治訟。二者須並行而不悖也。縣司此斷、悉由簿尉。非長官而受白狀、非所司而取草款、俱爲違法。行下取問承吏張廕・劉松、必有取受。本合送勘、今且行免、各從杖一百。阿朱付元夫交領、仍責立罪狀、不許再過永福。如違、先從杖一百。妙成照本縣已行、押下靈川交管」。

(37)「射射」を「兵士の射撃くらべの賞品とする」と訳すに至る経緯については、大澤正昭『主張する愚民たち—伝統中国の紛争

と解決法』角川書店、1996年。

(38)『曹端集』卷五、家規輯略「諸婦夫死、有能持節守義而終身不願再嫁者、主父主母當厚恤養、以全其志、母使失所、違者必受天殃。……女子有作非爲犯淫狎者、與之刀繩、閉于牛驢房、聽其自死、其母不容者、出之。其父不容者、陳于官而放絕之、仍告于祠堂、于宗圖上削其名、死生不許入祠堂、既放而悔改、容死其女者復之。……一、男女不親授受、禮之常也。諸婦不得用刀鑷工剃面」。なお、女性が男性の刀鑷工に顔を剃らせることを禁じる規定があるということは、現実にはそのようなことが行われていたということであろうから、本稿第一章で述べたような男性—刀鑷、女性—繳面という区分が成立していないことになる。曹端は河南省滎池県の人、つまり北方の人である。繳面は南方中心とされる習俗であり、河南滎池では一般的でなかったのかもしれない。

(39) 酒井恵子「孝子から節婦へ—元代における旌表制度と節婦評価の転換」『東洋学報』87-4、2006年